子どもファーストの行政推進を実現するために「こども庁」設立を求める意見 書

少子高齢化が深刻な我が国において、子ども達の健やかな成長発達を力強く支援していくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が協力して取り組むべき課題である。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が市民から日々寄せられている。妊娠・出産・保育・教育・医療・福祉・児童虐待・非行・貧困・いじめ・事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、適切な対応ができないケースもある。

子どもを産み育てやすい日本とするため、今こそ子ども最優先の子ども・子育て施 策に大きく舵を切るべきである。

また、所管官庁が異なった場合、複数の基準があり、それに伴う複数の手続が必要となる場合がある。さらには、必要な施策を進めるうえで、財政面の制約も深刻である。

これまで実態がよくわからず十分な支援がされなかった、未成年が家族の介護を行う「ヤングケアラー」問題にも注目すべきであり、現在協議されている「こども庁」 設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考える。

よって、国において、子どもファーストの行政の実現に向け、次の事項を実施する よう強く求める。

記

- 1 専任の大臣の下、強い権限を持って子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり、自治体との調整を行うこと。
- 2 支援策を検討する際は、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないように、「こども庁」が主導で国・都道府県・市町村の連携体制を構築すること。
- 3 自治体の子ども施策を充実させるため、「こども庁」の人材確保の支援・財政支援 を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月28日

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

法務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣 (規制改革)

内閣府特命担当大臣(少子化対策)

デジタル改革担当大臣

国家公安委員会委員長